

神奈川県森林土木事業設計要領（林道編）
第2編 新旧対照表

新	旧
第1章（略） 第2章 第1節～第4節（略） 第5節 1～6（略） <u>7 獣害対策資材設置工</u> <u>緑化工による法面保護工を実施する場合は、ディアラインや不嗜好性植物が目立たない場合であっても、緑化植物が野生動物を誘引する恐れがあることから、周辺の植生の状況やシカ等野生動物の生息密度のデータを参考に、獣害対策資材設置工を原則施工するものとする。</u> <u>なお、有識者等による助言を受けた場合や、法面保護工を試験的に実施する場合はこの限りではない。</u> 第6節～第9節（略）	第1章（略） 第2章 第1節～第4節（略） 第5節 1～6（略） <u>（追加）</u> 第6節～第9節（略）